

箕面市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業の実施について

箕面市

この事業は、障害のため意思疎通に支援が必要なかたが入院した場合に、普段ご利用のホームヘルパー等がコミュニケーション支援員として病院のスタッフのかたとの意思疎通の支援を行うことにより、安心して医療を受けられることを目的とした事業です。

1 この事業を利用できるかた（対象者）

次のいずれにも当てはまるかた

- (1) 箕面市が介護給付費等の支給決定を行っている18歳以上のかた
- (2) 障害福祉サービス事業（重度訪問介護、療養介護を除く）、施設入所支援、地域生活支援事業のうち移動支援の支給決定を受け、現に当該サービスを利用しているかた
- (3) 障害支援区分認定調査項目のうち「コミュニケーション」または「説明の理解」において支援を必要とする状態の項目に当てはまる、または同等の状態にあると認められるかた等（入院を要すべき状態になった場合において、入院中にこれらのかたに相当する状態になることが予測されるかたも含む）

2 コミュニケーション支援の内容

以下の支援は原則、医療従事者が当該入院中の利用者とのコミュニケーションの技術を習得するまでの間において行われるものです。

対象となるサービス（意思疎通支援）の範囲	対象とならないサービスの範囲 ※医療機関の診療報酬の対象となる介護等はサービスの対象外です。
- 入院時の説明、聞き取りの際の支援 - 診療時や病室等で利用者の主訴等を伝える支援 - 病院スタッフによる治療計画・入院計画の説明の際の支援 - 診察・処置・検査療養の説明、実施の際の支援 - 手術前後の説明、処置の際の支援 - リハビリの説明、実施の際の支援 - 退院後の治療・療養の説明の際の支援 - 医療費や福祉保健制度の相談・説明の際の支援 - その他の意思疎通支援（医師や看護師等に、利用者との意思伝達を図る方法や訴え（サイン）を伝える／意思疎通支援の一環として適切な体位交換の方法を伝える際等に、支援者が看護職員と一緒に直接支援を行う等（看護の代替とならないようにすること）	- 食事介助、トイレ介助、更衣介助、清拭介助等の身体介護 - 院内の移動における、支える、車椅子を押す等の介助 - 診療報酬の対象となるサポートや、買い物の代行等 - 病院から家族への病状伝達行為や治療法や手術等診療方針の同意を行うこと

※その他、利用時間数や手続きの流れについては、箕面市のホームページ内「箕面市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業」のページをご確認ください。

3 その他

本事業に限らず、全ての障害児者が安心して入院できるように、障害への理解と合理的配慮の提供をお願いします。

なお、障害福祉サービス事業のうち、重度訪問介護利用者で特別なコミュニケーションを必要とする障害支援区分4・5・6の方は重度訪問介護サービスの一環として入院時のヘルパー利用が可能となっています。

入院時における支援者の付添いの受入れについて、厚生労働省や大阪府からの通知もご参照ください。

<参考資料>

- 【1】特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の入院時における支援者の付添いの受入れについて（令和5年11月20日付け厚生労働省事務連絡）

HP：<https://www.mhlw.go.jp/content/001177644.pdf>

- 【2】全ての障がい児者が安心して入院できるように（大阪府ホームページ）

HP：<https://www.pref.osaka.lg.jp/o090070/keikakusuishin/syougai-info/tiikiiryounetwork1.html>



【お問い合わせ】

箕面市役所

健康福祉部障害福祉室

(TEL) 072-727-9514

(FAX) 072-727-3539